

## サイバー犯罪の未然防止及び共同対処について（お知らせ）

当組合は、鹿児島県警察（以下、警察といいます。）と「サイバー犯罪の未然防止及び共同対処に関する協定」を、平成 26 年 6 月 5 日に下記内容で締結いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 警察と当組合は、サイバー犯罪に適切に共同対処するため、サイバー犯罪の認知、被害拡大防止等に関し相互協力するとともに、当組合は警察のサイバー犯罪捜査に関し必要な協力を行います。
2. 警察と当組合は、フィッシング行為等サイバー犯罪による被害を未然に防止するため、それぞれのホームページへの掲載及び業務を通じ、預金者等に広報啓発を行います。
3. 当組合は、サイバー犯罪等のうち、インターネットバンキングの不正利用による被害発生、フィッシングサイト・フィッシングメールによる被害発生、当組合システムへの不正アクセスによる被害発生、その他社会的影響が大きい事案を認知したときは、その情報を可能な限り速やかに警察へ通報します。
4. 不正アクセス行為の疑いがあるリスト型アカウントハッキング事案を当組合が認知したときは、可能な情報を警察に通報します。
5. 当組合がフィッシングサイトを認知し削除を行う場合には（第三者に委託している場合を含む。）、削除するとともに、フィッシングサイトの URL、画面等の取得できた情報を可能な限り警察へ提供します。
6. 警察は、当組合から通報のあったサイバー犯罪について、当組合の円滑な事業運営、安定的な事業継続に配慮しつつ、当組合から必要な捜査協力を得つつ積極的に事件の解決等を図ります。
7. 当組合は、サイバー犯罪を認知したときは、警察と協力して、顧客・関係企業に対する情報提供を行うなど、被害拡大・再発防止の措置に努め、警察は、これを尊重し必要な助言及び援助を行います。
8. 当組合が認知したサイバー犯罪についての公表は、サイバー犯罪の一般的抑止や被害拡大防止の意義をもつ一方で、当組合の事業運営に様々な影響を及ぼすことから、事案の態様に応じ、警察または当組合が公表します。
9. 警察は、サイバー犯罪捜査によって得られたサイバー犯罪未然防止施策に関する有効な情報を活用する等の方法により、当組合との情報共有活動を積極的に行います。

以 上

〔お問い合わせ窓口〕

奄美信用組合 総務部 総務課 電話 0997-52-7111

【受付時間 9：00～17：30 ただし、当組合の休業日を除く】